

島田市新型コロナウイルス感染予防のための対処方針

～～～ 政府の緊急事態宣言解除後の対応について ～～～

令和2年6月1日

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日に基本的対処方針を変更し、緊急事態解除宣言後においては、新しい生活様式の定着や業種ごとに策定のガイドライン等の実践を前提として、一定期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済活動レベルの引き上げを行った。

政府は、全ての都道府県において一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出自粛、催物の開催制限等を段階的に緩和するとしている。

静岡県では政府の対処方針の変更を受け、5月29日に「静岡県実施方針」を変更した。

島田市は、これらの政府及び静岡県の方針変更を踏まえ、現在の対処方針を下記のとおり変更する。

なお、今後、県内における感染拡大又は島田市内における感染発生等が認められた場合は、当該対処方針を速やかに見直すと同時に、感染拡大防止対策を強化する。

記

1 実施内容

(1) 「新しい生活様式」の定着に向けた啓発

市民及び市内事業者に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を呼びかける。

(2) 外出の自粛

これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場については、引き続き外出を避けるよう呼びかける。

それ以外の外出については、「新しい生活様式」を徹底することで、外出の自粛を求めない。

(3) 催物等の開催の自粛要請等

① 催物等の開催については、県の実施方針に基づき、6月18日までは、主催者が

感染リスクを評価し、リスク対応が整わない場合は、中止または延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

その後は、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、6月19日から7月9日、7月10日から7月30日、8月1日からの3段階で、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件（人数上限）を緩和していく。

その際、屋内での催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付する。

また、催物の態様や種別に応じた感染防止策を実施するよう、主催者に求める。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなスポーツ等については、段階的な緩和を図っていく中で、まずは無観客での開催を求める。

- ② 各段階における一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。
- ③ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」に努める。
- ④ さらに、催物等の選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリ等の活用等について主催者に周知する。
- ⑤ 催物等におけるクラスターの発生等があった場合、県及び国と連携し、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力要請等を行う。
- ⑥ ただし、再度感染拡大が認められた場合には、開催制限緩和の方針を速やかに見直しする。

(4) 施設管理者への感染防止策の徹底の要請

業種ごとに、県で作成したガイドラインを参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう、働きかける。

(5) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請

6月18日までの間においては、緊急事態措置が解除された5都道県(北海道、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)との間の不要不急の移動については、回避するよう呼びかける。

その他の府県への移動制限については、定期的に発表される警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」に基づく行動を呼びかける。

(6) 医療提供体制

第2波、第3波に備え、県と連携し、地域外来・検査センターの設置の推進、衛生資材・医療資材の確保を進める。また、治療体制の充実のための人工呼吸器等、必要な機

器の整備を推進する。

(7) 学校教育活動

5月21日から再開した小中学校については、休校期間中の学習時間確保のため、夏休みの短縮や効率的な授業の実施、さらに行事等の見直しを行う。

(8) 市の施設等の再開

5月7日以降、段階的に再開している市の施設について、いまだ休業中の施設については、準備が整い次第再開する。

(9) 災害発生時の避難要領の作成・周知

当面、以下の取り組みを行う。

- ① 避難所の開設については、二次避難所、三次避難所に併せて、地区公会堂等も開設する。
- ② 浸水深の浅い地域では、在宅避難、または親戚、知人宅での避難についても周知する。
- ③ 避難所運営マニュアルを見直し、感染症発生時の避難所開設、受付、運営要領等について周知する。